

生活訓練

令和6年4月報酬単価

生活訓練サービス費(Ⅰ)	定員20人以下	776 単位
	定員21人以上40人以下	693 単位
	定員41人以上60人以下	659 単位
	定員61人以上80人以下	633 単位
	定員81人以上	595 単位
生活訓練サービス費(Ⅱ)	1時間未満	265 単位
	1時間以上	606 単位
	視覚障害者に対する専門的訓練	779 単位
共生型生活訓練サービス費		690 単位
基準該当生活訓練サービス費		690 単位

生活訓練

令和4年10月報酬単価

生活訓練サービス費(Ⅰ)	定員20人以下	748 単位
	定員21人以上40人以下	668 単位
	定員41人以上60人以下	635 単位
	定員61人以上80人以下	610 単位
	定員81人以上	573 単位
生活訓練サービス費(Ⅱ)	1時間未満	255 単位
	1時間以上	584 単位
	視覚障害者に対する専門的訓練	750 単位
共生型生活訓練サービス費		665 単位
基準該当生活訓練サービス費		665 単位

生活訓練

令和6年4月報酬単価

地方公共団体の指定生活訓練事業所	96.5 %	
定員超過利用減算	70 %	
従業員欠如減算		
減算が適用される月から2月目まで	70 %	
3月以上連続して減算の場合	50 %	
サービス管理責任者欠如減算		
減算が適用される月から4月目まで	70 %	
5月以上連続して減算の場合	50 %	
生活訓練計画未作成減算		
減算が適用される月から2月目まで	70 %	
3月以上連続して減算の場合	50 %	
標準利用期間超過減算	95 %	
身体拘束廃止未実施減算	90 %	新設
※障害者支援施設が行う生活訓練の場合		
身体拘束廃止未実施加算	99 %	新設
※障害者支援施設以外が行う生活訓練の場合		
虐待防止措置未実施減算	99 %	新設
業務継続計画未策定減算	97 %	新設
※障害者支援施設が行う生活訓練の場合		
業務継続計画未策定減算	99 %	新設
※障害者支援施設以外が行う生活訓練の場合		
情報公表未報告減算	90 %	新設
※障害者支援施設が行う生活訓練の場合		
情報公表未報告減算	95 %	新設

生活訓練

令和4年10月報酬単価

地方公共団体の指定生活訓練事業所	96.5 %
定員超過利用減算	70 %
従業員欠如減算	
減算が適用される月から2月目まで	70 %
3月以上連続して減算の場合	50 %
サービス管理責任者欠如減算	
減算が適用される月から4月目まで	70 %
5月以上連続して減算の場合	50 %
生活訓練計画未作成減算	
減算が適用される月から2月目まで	70 %
3月以上連続して減算の場合	50 %
標準利用期間超過減算	95 %
身体拘束廃止未実施減算	-5 単位

※障害者支援施設以外が行う生活訓練の場合	
サービス管理責任者配置等加算	58 単位
※共生型機能訓練に限る	
特別地域加算	15 %
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	15 単位
福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	10 単位
福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	6 単位
ピアサポート実施加算	100 単位
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)	51 単位
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)	41 単位
高次脳機能障害者支援体制加算	41 単位
初期加算	30 単位
欠席時対応加算	94 単位
医療連携体制加算(Ⅰ)	32 単位
医療連携体制加算(Ⅱ)	63 単位
医療連携体制加算(Ⅲ)	125 単位
医療連携体制加算(Ⅳ)	
利用者が1人	800 単位
利用者が2人	500 単位
利用者が3人以上8人以下	400 単位
医療連携体制加算(Ⅴ)	500 単位
医療連携体制加算(Ⅵ)	100 単位
個別計画訓練支援加算(Ⅰ)	47 単位
個別計画訓練支援加算(Ⅱ)	19 単位
短期滞在加算(Ⅰ)	180 単位
短期滞在加算(Ⅱ)	115 単位

サービス管理責任者配置等加算	58 単位
※共生型機能訓練に限る	
特別地域加算	15 %
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	15 単位
福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	10 単位
福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	6 単位
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	41 単位
初期加算	30 単位
欠席時対応加算	94 単位
医療連携体制加算(Ⅰ)	32 単位
医療連携体制加算(Ⅱ)	63 単位
医療連携体制加算(Ⅲ)	125 単位
医療連携体制加算(Ⅳ)	
利用者が1人	800 単位
利用者が2人	500 単位
利用者が3人以上8人以下	400 単位
医療連携体制加算(Ⅴ)	500 単位
医療連携体制加算(Ⅵ)	100 単位
個別計画訓練支援加算	19 単位
短期滞在加算(Ⅰ)	180 単位
短期滞在加算(Ⅱ)	115 単位

精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ)	180 単位
精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)	115 単位
利用者負担上限額管理加算	150 単位
食事提供体制加算(Ⅰ)	48 単位
食事提供体制加算(Ⅱ)	30 単位
緊急時受入加算	100 単位
集中的支援加算	1,000 単位
看護職員配置加算(Ⅰ)	18 単位
送迎加算(Ⅰ)	21 単位
※同一敷地内の場合	70 %
送迎加算(Ⅱ)	10 単位
※同一敷地内の場合	70 %
障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	500 単位
障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	250 単位
※地域生活支援拠点等の場合	+50 単位
社会生活支援特別加算	480 単位
就労移行支援体制加算	
定員20人以下	54 単位
定員21人以上40人以下	24 単位
定員41人以上60人以下	13 単位
定員61人以上80人以下	9 単位
定員81人以上	7 単位
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	6.7 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	4.9 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2.7 %
※指定障害者支援施設で行った場合	

新設
新設

精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ)	180 単位
精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)	115 単位
利用者負担上限額管理加算	150 単位
食事提供体制加算(Ⅰ)	48 単位
食事提供体制加算(Ⅱ)	30 単位
看護職員配置加算(Ⅰ)	18 単位
送迎加算(Ⅰ)	21 単位
※同一敷地内の場合	70 %
送迎加算(Ⅱ)	10 単位
※同一敷地内の場合	70 %
障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	500 単位
障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	250 単位
※地域生活支援拠点等の場合	+50 単位
社会生活支援特別加算	480 単位
就労移行支援体制加算	
定員20人以下	54 単位
定員21人以上40人以下	24 単位
定員41人以上60人以下	13 単位
定員61人以上80人以下	9 単位
定員81人以上	7 単位
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	6.7 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	4.9 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2.7 %
※指定障害者支援施設で行った場合	

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	6.8 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	5.0 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2.8 %

※令和6年5月31日まで算定可能

福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	4.0 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	3.6 %

※指定障害者支援施設で行った場合

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	2.6 %
------------------	-------

※令和6年5月31日まで算定可能

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	1.8 %
---------------------	-------

※令和6年5月31日まで算定可能

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	13.8 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	13.4 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	9.8 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	8 %

※令和6年6月1日から算定可能

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(1)	12 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(2)	12 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(3)	11.6 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(4)	11.6 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(5)	10.2 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(6)	9.8 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(7)	9.8 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(8)	8 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(9)	9.4 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(10)	8 %

新設
新設
新設
新設

新設
新設
新設
新設
新設
新設
新設
新設
新設

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	6.8 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	5.0 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2.8 %

福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	4.0 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	3.6 %

※指定障害者支援施設で行った場合

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	2.6 %
------------------	-------

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	1.8 %
---------------------	-------

福祉・介護職員処遇改善加算(V)(11)	6.2 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(V)(12)	7.6 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(V)(13)	5.8 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(V)(14)	4 %	新設
<p>※福祉・介護職員処遇改善加算(V)については、 令和7年3月31日まで算定可能</p>		